

2019年1月16日
日本ゴルフサミット会議

政府は、「働き方改革関連法」の成立などによる「人づくり改革」により、「人生100年時代を見据え、誰もがいくつになっても活躍することができる社会の構築が日本経済の潜在成長力の底上げにつながる」として、超高齢社会における豊かな国民生活を目指すとして様々な政策を発表しています。

また、文部科学省は、「第2期スポーツ基本計画」において「スポーツで人生が変わる、スポーツで社会を変える、スポーツで世界とつながる、スポーツで未来を創る」との観点から、スポーツ参画人口を拡大して「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むとして、下記のようなスポーツ実施率を掲げております。

「第2期スポーツ基本計画」に示されている「成人のスポーツ実施率」

週1回以上 65%程度(障害者は40%程度)←現状:週1回以上42.5%(障害者は19.2%)

週3回以上 30%程度(障害者は20%程度)←現状:週3回以上19.7%(障害者は9.2%)

以上のことから、働き方の見直しとスポーツ習慣作りによる生産性の向上、スポーツ資源を地域の魅力やまちづくりの核とする地方創生等、スポーツを楽しみながら継続することによる「健康寿命の延伸」は、社会保障費抑制や少子高齢化に伴う様々な課題の克服に貢献すると考えます。特に、「生涯スポーツとしてのゴルフ」が国民の健康増進に果たす役割は極めて重要であると確信し、「2019年度活動方針」を決定いたしました。

1. ゴルフの活性化をはかる

実施人口約890万人(2016年社会生活基本調査)を要すゴルフは、ジュニア～高齢者まで実施可能な生涯スポーツであること、並びに、スポーツ施設業の3分の1を占める産業規模を有するゴルフ場・ゴルフ練習場は地域経済活性化に貢献できること等から、その普及が果たす役割はさらに重要度を増していると考えます。

「R&A」、「USGA」、「英国の4ゴルフ協会」の活動に目を向けると、「新しいゴルフ規則」・「サステナビリティ」との考え方に象徴されるようにゴルフに対する既成概念の打破が「ゴルフ普及」に必要な方向に大きく変化しており、特にR&Aは女性ゴルフの振興を掲げています(後述の参考注記参照)。

このような背景に加え、近年の我が国スポーツ界における女性の世界的な活躍(バドミントン、卓球、テニス、水泳、レスリング、アイススケート、カーリング等々)や、応援するとの観点から男性主体であったプロ野球界の女性ファンの急激な増加等、女性のスポーツ参画や関心が高まっています。

以上の状況等から、2017年に決定した「統一テーマによるゴルフ活性化への取組み」に「女性ゴルファーの創造(開拓)」を新たな活動テーマとして取組むことと致しました。

1. 「統一テーマによるゴルフ活性化への取組み(4課題)」の具体化と展開

① ゴルフ振興の中期目標:20歳代後半から30歳代前半のゴルフ実施率を10%強に引き上げる。

【具体的活動方針】

- ・ 「大学のゴルフ授業」充実に向けた産学連携協力の推進
- ・ 「高等学校学習指導要領」の保健体育に「ターゲット型球技」を要望
- ・ 地域との連携による地域密着型ゴルフ振興
- ・ 日本ゴルフサミット会議参画団体間の連携強化
- ・ ゴルフ関連企業のゴルフ振興企画を援助推進

② 選手強化

- ・ オリンピックにおけるメダル獲得や海外メジャー競技での優勝など、世界で活躍できる選手を継続的に創出することを目的に、日本ゴルフ協会とプロゴルフ団体が協力して、世界水準の選手強化プログラムを拡充する。また、優秀な指導者を育成する「指導者育成プログラム」を構築し、地区連盟指定強化選手とナショナルチームメンバーを統一した指導方針で強化するとともに、オリンピック強化指定選手、ルーキープロへのサポートを提供する。強化拠点における合宿や海外競技への派遣では、競技中の選手サポートを通じて、選手の競技力向上を図る。

- ・ 昨年度の JGA ナショナルチームは、2015 年に招聘したガレス・ジョーンズヘッドコーチの指導が結実し素晴らしい成績を出すことができた。オリンピックでのメダル獲得を始め更に目標を上げるためには、選手の強化環境の整備を充実する必要がある。その資金のため、オールジャパン体制で寄附金・協賛金のご協力を引き続きお願いする。

③ 女性ゴルファーの創造(開拓)

「R&A」の「女性のゴルフ振興憲章」に関しては、JGAにおいて参画する方向で検討中であると共に、他の団体においても、団体特性に応じた活動を検討中であり、詳細が確定した段階で逐次発表して参ります。

尚、「女性ゴルファーの創造(開拓)」を活動目標と掲げた理由は、女性層の新規ゴルファー拡大を目指したものであり、「R&A」や「USGA」等がゴルフに対する既成概念からの脱却による価値観の変革から新たなゴルファーを誕生させようとしている主旨と同一の考え方でありますので、特段のご配慮をお願いするものであります。

④ イメージアップ

国民の全てに、ゴルフの魅力や効用を理解していただくための情報発信活動を強化致します。

- *「ゴルフ」と「健康」
- *「ゴルフ」の持つ教育的効果
- *地球温暖化防止に貢献するゴルフ場の機能
- *地域防災に貢献するゴルフ場
- *「地域創生」の一翼を担うゴルフ産業

参考注記

「R&A」の活動

「R&A」は、世界的なゴルフの普及状況について「顕在する問題」として下記のリサーチ概要とそれに基づく活動方針として「女性のゴルフ振興憲章」を発表しています。この憲章を発表するにあたって、マーティン・スラマーR&Aチーフエグゼクティブは、「50年後を見据え、我々の子供、孫、ひ孫たちがゴルフを楽しむことができるように全世界の関係団体とパートナーに対して、支援とコミットを要望する」としています。

【R&Aリサーチ概要の前文抜粋】

ゴルフは、真のグローバルスポーツに発展しており、ゴルフ場数は全世界 245 の内 208 の国と地域に合計 30,000 箇所を超えている。しかしながら、このような明るい話題とは対照的に、ゴルフの全体的な参加率は多くの国々で減少している。2017年にスポーツマーケティングサーベイ社が実施した調査によると、全世界の登録ゴルファー数は2012年比で2.4%減少し、伝統的なゴルフ市場においても、英国では4.3%の減少、米国では7.9%の減少となっている。

【R&A「女性のゴルフ振興憲章」】

「女性のゴルフ振興憲章」は、全世界において、全ての人を受入れる文化をゴルフの中に発展させ、ゴルフのあらゆるレベルにおいて、より多くの女性・少女が活躍し、才能を最大限に引き出せるようにするために、業界全体のコミットメントを喚起することを目的とする。

- * 男女間のバランス改善を強化し、ゴルフ業界全体が一致団結した体制を築く。
- * 各国のナショナルフェデレーションや団体が、女性、少女、およびファミリーのゴルフ参加率向上を目指す施策を支援する。
- * 憲章署名者に対して、ゴルフのあらゆるレベルにおける女性の雇用、継続就業、キャリアアップに積極的な活動を呼びかける。
- * 各国のナショナル協会に対して、女性の参加率、会員比率、進捗の年次報告書に関する個別の目標を設定する。
- * 女性・少女を受入れる環境をゴルフの中に発展させる。

「USGA」の活動

「ゴルフプレーは長時間と費用が掛かる」とのイメージを払拭するために、2014年より年1回で開始した「PLAY9」を毎月設けて低料金でプレー出来るように傘下の団体に呼び掛けています。

「英国の4ゴルフ協会(イングランド・スコットランド・アイルランド・ウェールズの4ゴルフ協会)」の活動

「ゴルフのイメージを変えよう!! Get into golf 7Myths of golf」や「女性のゴルフウィーク(7月30日～8月5日)」等の施策を実施しています。

2. 団体の活動目的に即した「ゴルフ活性化活動」

2015年に制定した「ゴルフ活性化のための3戦略目標と18戦術課題」に基づき、各団体の活動目的に即した「ゴルフ活性化活動」を実施します。

2. ゴルフ場利用税廃止を求める運動

文部科学省より税制改正要望としてゴルフ場利用税廃止が提出され、また自由民主党・超党派のゴルフ振興議員連盟の支援を受けて「消費税率10%」への改正前の最後の年度として、2018年も廃止運動を実施致しました。結果は、与党税調の「2019年度税制改正大綱」に3年連続して「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する」と明記されるに留まりました。甚だ残念な結果ではありますが、関係各位のご尽力に感謝申し上げる次第でございます。

さて、ゴルフ競技がリオ五輪に引き続き、2020年東京五輪においても正式種目として実施されるため、国民のゴルフへの関心や参加意欲も高まることは確実であり、この機にゴルフプレーに対して課税する理不尽さを国民全体に訴え、理解を得なければならないと考えております。本税が廃止に至らない最大の理由は「地方財政への影響」であります。

したがって、「ゴルフ場利用税廃止運動推進本部」を中心に参画団体が緊密な連携のもと、従来の活動を再検証し、廃止に至らない要因排除に向けた活動計画の再構築を行います。

スポーツ人口の拡大による国民生活向上に貢献するスポーツ団体、スポーツ産業の一翼を担うゴルフ産業団体として、引き続き関係機関のご指導とご協力をいただきながら、ゴルフ普及の障壁の一つである「ゴルフ場利用税」の廃止を最終目標とした活動を展開する所存であります。

3. 国家公務員倫理規程における「ゴルフ」の削除

2000年4月1日に施行された国家公務員倫理規程で、公務員の倫理保持のためとして利害関係者とゴルフをすることの禁止等が条文化されました。敢えてゴルフを名指しして、あたかも「ゴルフ=忌むべきもの」としているこの倫理規程に、私たちゴルフ関係者は断固として反対を唱えるものです。

2018年12月6日に開催された参議院文教科学委員会において、参考人として出席された日本オリンピック委員会(JOC)の松丸喜一郎常務理事は、本倫理規程について「五輪憲章がスポーツをする機会の平等を定めていること」に反するとの答弁を行った。

今後もゴルフ場利用税廃止運動と合わせてあらゆる機会を捉え、国家公務員倫理規程から「ゴルフ」の3文字が削除されるよう、活動を行ってまいります。

4. 暴力団等反社会勢力の排除

私たちは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(いわゆる反社会的勢力)による被害を防止するとともに、ゴルフを健全なスポーツとして普及していくために、ゴルフのあらゆる場面において、これらの勢力とのかかわりを持たないことを宣言いたします。また、加盟団体はそれぞれの規則等において反社会的勢力の排除に関する規約規程の整備を実施し、行動してまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒103-0004

東京都中央区東日本橋1-1-5 ヒューリック東日本橋ビル9F

日本ゴルフサミット会議 運営委員会事務局 (日本ゴルフ関連団体協議会内)

TEL.03-5823-4893

Fax.03-5823-4894

日本ゴルフサミット会議 URL : www.golf-summit.jp/